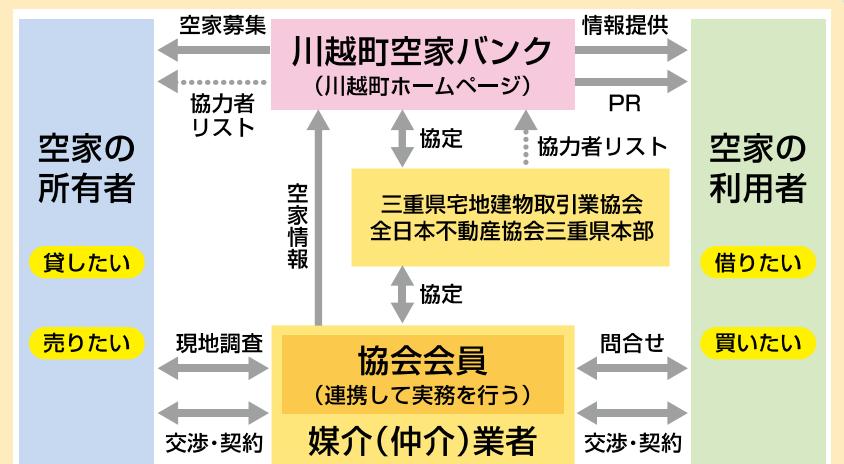




川越町による空家対策の施策

1. 川越町空家バンク

「川越町空家バンク」とは、町内にある空家の賃貸、売買などを希望する所有者から登録の申込みを受け、登録された空家の情報を川越町のホームページなどで閲覧することによって、定住などで空家の利用を希望する方に情報提供を行うシステムです。



2. 川越町空家対策補助金

川越町空家バンク制度の活用の促進を図るため、空家バンク制度を利用し、売買契約又は賃貸借契約が締結された空家のリフォーム又は除却に対し、予算の範囲内で交付される補助金です。

○対象者

- ①所有者等
 - ②所有者等と売買契約若しくは賃貸借契約を締結した買主若しくは借主
 - ③所有者等と売買契約若しくは賃貸借契約について同意を得た買主若しくは借主
- ※①～③のいずれも町税を滞納していない者とします。

○リフォーム補助及び除却補助の対象空家

「川越町空家対策補助金交付要綱(以下「空家対策補助要綱」という。)」の規定に該当するもの

○補助対象経費及び補助金の額

補助の区分	補助対象空家の種別	補助対象経費	補助金の額
リフォーム 補助	川越町木造住宅耐震補強費補助金交付要綱(以下「耐震補強費補助要綱」という。)で定める木造住宅リフォーム助成事業の対象となる空家	空家対策補助要綱に規定するリフォームに要する経費から耐震補強費補助要綱の補助対象となるリフォーム工事に要する経費を除した経費	補助対象経費の1/3の額と20万円を比較して、いずれか少ない額
	上記以外の補助対象空家	空家対策補助要綱に規定するリフォームに要する経費	
除却補助	補助対象空家 (耐震補強費補助要綱に規定する除却工事に要する経費についての補助金の交付を受けた空家を除く。)	空家対策補助要綱に規定する除却に要する経費	補助対象経費の1/3の額と30万円を比較して、いずれか少ない額

○申請期間

- ・補助金の交付を受けようとする工事の着工前かつ、補助対象空家の売買契約又は賃貸借契約を締結した日から起算して1年以内

○提出書類

- ・川越町空家対策補助金交付申請書(様式第1号)
- ・空家確認申請書(様式第2号)
- ・その他関係書類



川越町空家等対策計画

概要版

人口減少や少子高齢化に伴う人口構造の変化、単身世帯の増加などに伴う世帯構造の変化、建物の老朽化等に伴い、近年、空家等の数が全国的に増加しています。このような空家等の中には、適切な管理が行われていないために、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を与えるものもあります。

川越町においては、空家等の現状を把握した上で、空家等の利活用の促進や地域住民の生活環境の保全のために、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空家等に関する対策についての計画である「川越町空家等対策計画」を作成しました。

平成30年3月



計画の位置づけ

川越町空家等対策計画(以下「本計画」という。)は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針に即して定めることができる空家等に関する対策についての計画です。川越町の上位計画である「第6次川越町総合計画」との整合性を図りつつ、本計画を推進します。



計画期間

平成30年度

平成39年度

本計画の達成状況を確認する
ために、概ね5年ごとに
空家等の実態調査を行う。



空家等対策の基本的な考え方

空家等は、放置年数が長いほど老朽化が進行し、状態が深刻化していきます。特に、建物が管理不全の状態まで陥ると、利活用のための修繕コストが増大し、除却等を検討していく必要が生じます。

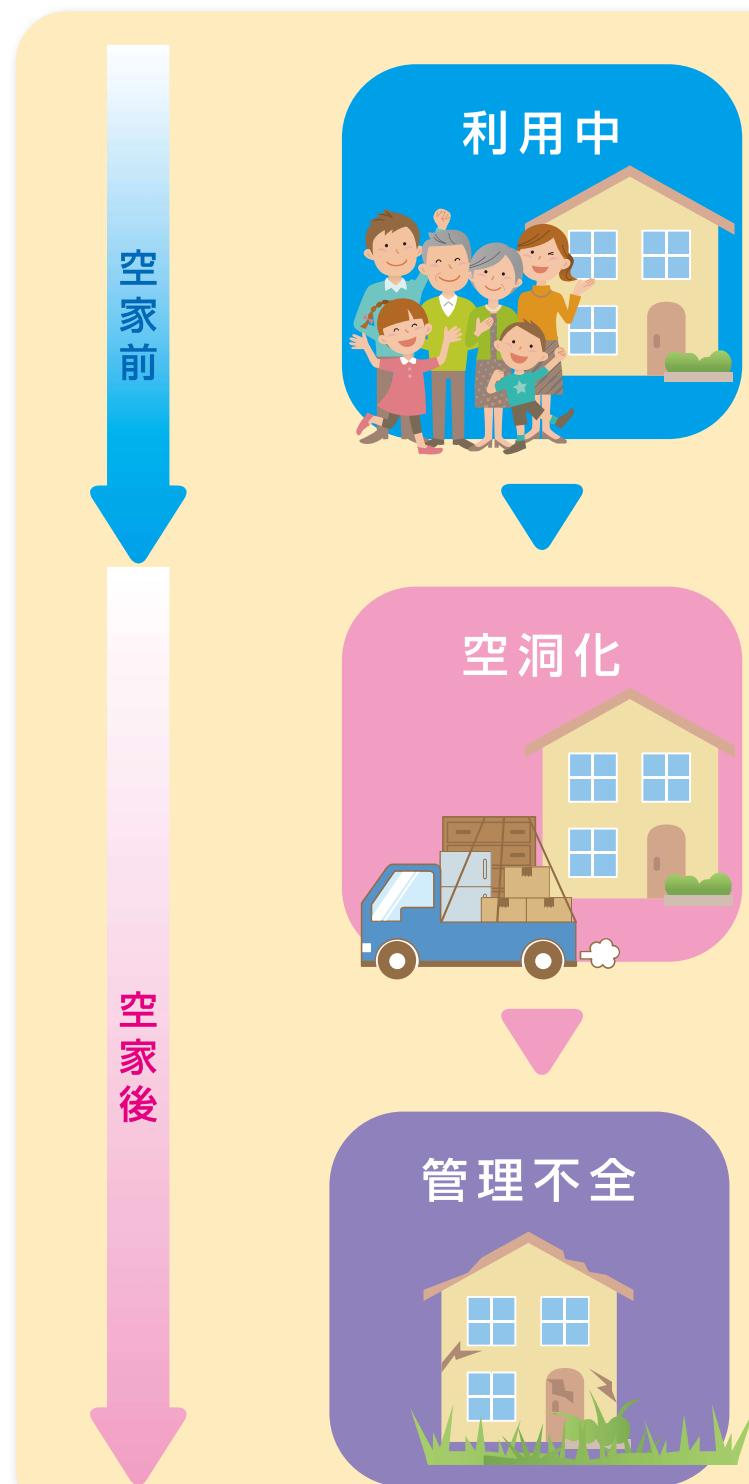
さらに、適切に相続等が行われていない場合、所有者自体が不明となり、対策を講じること自体が困難になります。

空家化し、管理不全の状態まで問題が深刻化する前の対策として、空家等を発生させない予防施策を検討する必要があります。

一方、発生した空家等については、段階において適切に対策を検討する必要があります。

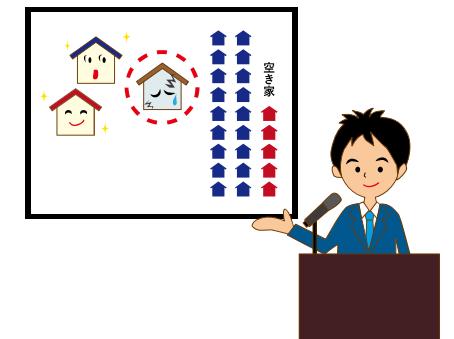
基本的には、空家等の管理は所有者等の責任であるため、適切な維持管理・利活用を促すものとし、町は積極的に支援を行います。

さらに、管理不全に陥り、市場性がなく、周辺環境へ悪影響を及ぼすものについては、除却等についても検討していきます。



空家等の発生を抑制する予防対策

- ①空家等の実態把握・情報管理
 - ・空家等の実態調査・データベース化
 - ・自治会等との連携による地域からの情報収集
- ②空家等の意識啓発
 - ・意識啓発に関する広報活動・相談会等の実施



発生した空家等の維持管理・利活用

1. 発生した空家等の維持管理について

- ①定期的な空家等の確認
 - ・空家等見守りマニュアルの作成
- ②自治体・民間管理事業者等との連携
 - ・適正管理等のビジネスの周知・活用促進



2. 発生した空家等の利活用について

- ①空家等の流動性向上
 - ・空家バンク制度
 - ・空家対策補助制度

管理不全な空家等を解消する対策

- ①管理不全空家等への助言・指導
 - ・管理不全な空家等の所有者等への助言・指導
- ②利活用が困難な空家等の除却の促進
 - ・行政代執行による除却
- ③特定空家等の認定

